

障害者虐待防止法施行後に見えてきた課題 その2

Issues Revealed after the Enforcement of Persons with Disabilities Abuse Prevention Law, No.2

坂田 温志

要 約

本研究は、障害者虐待防止法施行後の関連する動向を確認し、課題を明らかにすることを目的とする。第1節では厚生労働省の報告書をもとに、法施行後の障害者虐待の状況を概観した。第2節では、第1項で「障害者虐待の範囲・定義」に関して、「医療機関における障害者虐待を障害者虐待防止法に規定し、本法の通報義務や対応スキームに組み込むことが望ましいこと」、「保育施設や教育機関での障害者虐待への対応スキームについても、各法の関係など含め、検討されること」を課題として述べた。第2項で「通告制度・相談機関の整備」に関して「通報に対する調査を義務付けること」「通報者の保護」「調査や判断などの対応能力の不足懸念」「対応能力向上のための専門的人材の配置」「医療や司法など多職種との連携」を課題として述べた。第3項で「虐待防止・養護者への支援」に関しては「虐待防止対策を充実させること」、「指摘されている法改正等を行い実効的な養護者支援の仕組みを作っていくこと」を課題として述べた。第4項で「施設等における体制の整備」に関して「虐待防止の実効性のある取り組みや仕組み作りが引き続きの課題であること」を述べた。

キーワード：「障害者虐待の範囲・定義」、「通告制度・相談機関の整備」、「虐待防止・養護者への支援」、「施設等における体制の整備」

はじめに

2012（平成24）年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法とする）が施行され11年が経過した。この間、2014（平成26）年の「障害者の権利に関する条約」の批准、2016（平成28）年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行など、障害者の人権に関する法制度の整備は大きく進んだといえる。しかし、この間も数多くの障害者に対する虐待事件等が発覚している。

本研究は、障害者虐待防止法施行後の関連する動向を確認し、今後の本法改正を検討する上での課題を明らかにすることを目的とす

る。なお、本稿は筆者の2018（平成30）年3月に発表した研究⁽¹⁾（以下、2018年の研究とする）以降の2018（平成30）年から2023（令和5）年の時期を主な検討対象とする。本稿の構成は以下である。

第1節では厚生労働省が障害者虐待防止法施行から毎年公表している『「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』、『「使用者による障害者虐待等の状況等」とりまとめ結果』をもとに、法施行後の障害者虐待の状況を概観し、「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による虐待」、「使用者による障害者虐待」それぞれの状況を確認する。

第2節では、障害者虐待に関する先行研究や資料等をもとに、障害者虐待防止法施行後の状況、見えてきた課題を述べる。なお、法施行後様々な課題が明らかになったと考えるが、その中でも本稿では、2018年の研究で示した①「障害者虐待の範囲・定義」、②「通告制度・相談機関の整備」、③「虐待防止・養護者への支援」、④「施設等における体制の整備」の4分野について2018年の研究以降の動向を確認し、それぞれの分野について見えてきた課題について述べることとする。

1. 障害者虐待防止法施行後の障害者虐待の状況

本節では、厚生労働省が障害者虐待防止法施行から毎年公表している『「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』（以下、報告書）、『「使用者による障害者虐待等の状況等」とりまとめ結果』（以下、とりまとめ結果）をもとに、表を作成し虐待通報数や虐待判断件数等の状況を概観する(2)。

1-1. 虐待通報数件等の状況

法施行の初年度である2012（平成24）年度では、全体で4,000件以上の相談・通報や届け出があった。そして次年度以降7,000件台で推移し2016（平成28）年度では8,000件台となり、2018（平成30）年度以降は9,000件を超えた。そして、2022（令和4）年度には約14,000件となり、2013（平成25）年からの9年間で、通報件数は1.9倍以上に増加している(3)。しかし、本報告書の結果は「「氷山の一角」である可能性」(4)があることも指摘されており、さらに数多くの障害者虐待の実態があるものと考えられる。

表1、表2、表3、によると全体の相談・通報件数のなかで、養護者による虐待の相談・通報の件数が一番多くの割合を占めている。

なお、表4、表5、表6によると、被虐待者の障害種別は養護者、施設従事者等、使用者による虐待いずれにおいても知的障害者の割合が一番多い(5)。この点について、筆者は2018年の研究で、主に使用者による虐待について「知的障害の特性に起因するコミュニケーションの難しさ、その支援方法などが使用者や同僚に十分に理解されていない」ことが要因の一つであることを述べた。また竹之内は福祉施設での虐待について「コミュニケーションの難しさや行動障害などを理解するための知識や技術の必要性、関りの難しい利用者に対するチームでの関りや個別支援計画の理解やその支援ができる力量が職員側に求められる」(6)ことを述べている。そして曾根は知的障害者が被害にあいやすい要因について「明確な分析はできていない」として「要因を分析し、虐待を防止するための有効な対策を確立することが喫緊の課題」であることを指摘している(7)。

表1 養護者による虐待の件数

年度	市町村等への相談・通報件数	市町村等による虐待判断件数	被虐待者数
2012年度	3,260件	1,311件	1,329人
2013年度	4,635件	1,764件	1,811人
2014年度	4,458件	1,666件	1,695人
2015年度	4,450件	1,593件	1,615人
2016年度	4,606件	1,538件	1,554人
2017年度	4,649件	1,557件	1,570人
2018年度	5,331件	1,612件	1,626人
2019年度	5,758件	1,655件	1,664人
2020年度	6,556件	1,768件	1,775人
2021年度	7,337件	1,994件	2,004人
2022年度	8,650件	2,123件	2,130人

表2 施設従事者等による虐待の件数

年度	市町村等への相談・通報件数	市町村等による虐待判断件数	被虐待者数
2012年度	939件	80件	176人
2013年度	1,860件	263件	455人
2014年度	1,746件	311件	525人
2015年度	2,160件	339件	569人
2016年度	2,115件	401件	672人
2017年度	2,374件	464件	666人
2018年度	2,605件	592件	777人
2019年度	2,761件	547件	734人
2020年度	2,865件	632件	890人
2021年度	3,208件	699件	956人
2022年度	4,104件	956件	1,352人

表3 使用者による虐待の件数

年度	相談・通報件数	虐待判断事業所数	被虐待者数
2012年度	—	133件	194人
2013年度	775件	253件	393人
2014年度	985件	299件	483人
2015年度	1,325件	507件	970人
2016年度	1,316件	581件	972人
2017年度	1,483件	597件	1,308人
2018年度	1,656件	541件	900人
2019年度	1,458件	535件	771人
2020年度	1,277件	401件	498人
2021年度	1,230件	392件	502件
2022年度	1,230件	430件	656件

4 養護者による虐待の被虐待者の障害種別
(重複あり)

年度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他難病等
2012年度	366人	644人	479人	25人	36人
2013年度	468人	912人	652人	30人	36人
2014年度	404人	867人	617人	22人	37人
2015年度	395人	807人	534人	20人	47人
2016年度	357人	842人	506人	41人	43人
2017年度	300人	865人	538人	44人	36人

2018年度	321人	862人	597人	54人	31人
2019年度	308人	886人	606人	51人	41人
2020年度	307人	843人	739人	63人	38人
2021年度	366人	916人	836人	82人	60人
2022年度	404人	958人	924人	66人	51人

表5 施設従事者等による虐待の被虐待者の障害種別
(重複あり)

年度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他難病等
2012年度	35人	97人	70人	3人	1人
2013年度	133人	363人	64人	29人	8人
2014年度	115人	397人	71人	12人	0人
2015年度	95人	474人	50人	13人	0人
2016年度	97人	461人	79人	24人	5人
2017年度	148人	473人	111人	34人	8人
2018年度	176人	581人	105人	33人	4人
2019年度	156人	578人	86人	27人	9人
2020年度	162人	637人	173人	51人	7人
2021年度	158人	697人	146人	58人	13人
2022年度	284人	981人	214人	42人	17人

表6 使用者による虐待の被虐待者の障害種別
(重複あり)

年度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
2013年度	60人	298人	59人	4人	0人
2014年度	81人	438人	65人	15人	0人
2015年度	229人	658人	230人	29人	1人
2016年度	209人	530人	234人	20人	0人
2017年度	272人	489人	452人	36人	71人
2018年度	156人	400人	244人	35人	9人
2019年度	157人	351人	213人	32人	11人
2020年度	119人	215人	142人	26人	7人
2021年度	92人	218人	173人	26人	7人
2022年度	155人	245人	224人	36人	8人

1-2. 養護者による虐待の状況

表1によると、養護者による虐待の相談・通報件数は類型別では最も多く増加傾向にあり、2022（令和4）年度では8,650件となっている。

2022（令和4）年度の報告書によると、被虐待障害者の性別は「男性」が719人で33.8%、「女性」が1,410人で66.2%である。また、障害種別（複数回答）は多い順から「知的障害」が958人で45.0%、「精神障害」が924人で43.4%、「身体障害」が404人で19.0%、「発達障害」が66人で3.1%、「難病等」が51人で2.4%となっている。そして、虐待行為の類型（複数回答）は、多い順から「身体的虐待」が1,455件で68.5%、「心理的虐待」が681件で32.1%、「経済的虐待」が351件で16.5%、「放棄、放置」が236件で11.1%、「性的虐待」が67件で3.2%となっている。

1-3. 施設従事者等による虐待の状況

表2によると、施設従事者等による虐待の相談・通報件数は養護者による虐待に次いで多い。件数は増加傾向にあり、2022（令和4）年度は4,104件となっており、前年を大きく上回っている。その一因としては、2022（令和4）年度から施設内に障害者虐待防止のための「障害者虐待防止委員会」の設置等が義務付けられたことが挙げられると考える。上記の対策が義務付けられたことにより、施設内において虐待防止に関する意識が高まるとともに、虐待が発見された際、通報につながるケースが増えることとなったのではないだろうか。

2022（令和4）年度の報告書によると、被虐待障害者の性別は「男性」860人で63.6%、「女性」が492人で36.4%である。また、障害種別（複数回答）は多い順から「知的障害」が981人で72.6%、「身体障害」が284人で21.0%、「精神障害」が214人で15.8%、「発達障害」が42人で3.1%、「難病等」が

17人で1.3%である。そして、虐待行為の類型（複数回答）は多い順から「身体的虐待」が497件で52.0%、「心理的虐待」が444件で46.4%、「性的虐待」が132件で13.8%、「放棄、放置」が91人で9.5%、「経済的虐待」が51件で5.3%、となっている。

1-4. 使用者による虐待の状況

表3によると、使用者による虐待の相談・通報件数は、概ね増加傾向にあったが、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度、2021（令和3）年度と3年続けて減少し2022（令和4）年度は前年と横ばいとなっている。

2022（令和4）年度のとりまとめ結果によると、被虐待障害者の障害種別（複数回答）は多い順から「知的障害」が345人で36.7%、「精神障害」が224人で33.5%、「身体障害」が155人で23.2%、「発達障害」が36人で5.4%である。また、虐待行為の類型（複数回答）は多い順から「経済的虐待」が600件で87.3%、「心理的虐待」が47件で6.8%、「身体的虐待」が24件で3.5%、「放置等による虐待」と「性的虐待」が同数で8件であり、1.2%となっている。

2. 障害者虐待防止法施行後に見えてきた課題（2018年以降を中心に）

筆者は2018年の研究において、障害者虐待防止法後に明らかになった課題として、①「障害者虐待の範囲・定義」、②「通報制度・相談機関の整備」、③「虐待防止・養護者への支援」、④「施設等における体制の整備」の4つの分野を挙げそれぞれの課題について述べた。本節では、関係する先行研究や資料等をもとに2018年の研究以降の2018（平成30）年から2023（令和5）年までの、上記4つの分野についての動向を概観し課題を述べる。

2-1. 「障害者虐待の範囲・定義」に関して 現行の障害者虐待防止法は「養護者による

虐待」、「施設従事者等による虐待」、「使用者による虐待」の3つを障害者虐待と定義し、通報の対象と規定している。そして、病院、学校、保育所については虐待防止の研修や相談体制の整備などの措置を講じることが義務付けられているものの、通報義務や対応スキームが直接対応されていない。

しかし、竹端が指摘しているように⁽⁸⁾、病院や教育機関が、虐待が生じやすい状況であることをふまえ、病院、学校、保育所における障害者虐待について、障害者虐待防止法で対応できるための法改正が必要であることを筆者は2018年の研究で述べた。

近年では、2021（令和3）年6月に兵庫県姫路市立小学校の特別支援学級で男性教諭が児童に暴言や体罰を行っていたこと⁽⁹⁾や、2022（令和4）年12月に埼玉県特別支援学級において、特別支援学級の担任教師が席を立った男子児童を長縄跳びで椅子に縛りつけた⁽¹⁰⁾等の教育機関での実態が報道で明らかになっている。また、医療機関においても、2020（令和2）年に兵庫県神戸市の神出病院における患者への虐待事件が明らかになり逮捕者が出たこと⁽¹¹⁾や、2023（令和5）年2月に東京都八王子市の滝山病院に勤務する看護師らが入院患者に対し虐待を行った事実が報道された⁽¹²⁾。そして、埼玉県草加市の市立保育園において、おむつで園児の頭をたたくななどの不適切保育があったこと⁽¹³⁾が報道されるなど数々の保育施設における虐待といえる実態が明らかになっている⁽¹⁴⁾。このように、今日においても教育機関や保育施設また医療機関において障害児・者に対する虐待の実態が明らかになっている。

2021（令和3）年に厚生労働省は「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」を設置した。そして、2022（令和4）年6月に報告書が発表された。そのなかで、「医療機関は、障害者虐待防止法に基づく通報義務の対象とされておらず、通

報者保護の仕組みが設けられていないが、精神科医療機関においては、とりわけ入院の対象が精神障害者であり、障害者の権利擁護を図ることが重要であることや、（中略）虐待防止の取組を一層推進することが求められる」ことが述べられている⁽¹⁵⁾。

国内のそのような状況の中、2022（令和4）年9月9日に国連の障害者権利擁護委員会から日本政府へ勧告（総括所見）が出された。そして、障害者権利条約（第16条）搾取、暴力及び虐待からの自由に関する懸念として「教育、医療、刑事司法の場における、障害のある児童及び女性を含む、障害者に対する暴力の防止、報告及び調査が排除されているという、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の範囲及び有効性の欠如。」を指摘し「あらゆる環境における障害者に対する暴力の予防の範囲を拡大するため、また、障害者に対する暴力及び虐待の調査や、被害者に法的な救済を提供するための措置を確立するために、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を見直すこと」⁽¹⁶⁾を勧告している。これは、教育機関や医療機関における障害者への虐待を障害者虐待防止法における虐待と定義し、本法による虐待対応のスキームへ含めることが望ましいことを指摘していると考えられる。

しかし、2022（令和4）年第210回国会において、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下、精神保健福祉法）が改正され、「虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする」こと「従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する」ことが規定された⁽¹⁷⁾。つまり、精神科病院での障害者虐待通報を、精神保健福祉法の改正により精神保健福祉法の制度として位置付けたわけである。

先述の通り、精神科病院において様々な障

害者虐待の実態が明らかとなっており、そのことから、通報制度が規定されたことは一定の進歩だといえるだろう。しかし、精神科病院以外の医療機関においても障害者虐待が起きるリスクはあると考える。そのようなことから、精神科のみならず全ての「医療機関における障害者虐待」を「養護者」「施設等従事者」「使用者」からの障害者虐待と並列に障害者虐待防止法に定義として規定し、本法の通報義務や対応スキームに組み込むことが望ましいと考える。

また、保育施設や教育機関での障害者虐待への対応スキームについても、児童福祉法や児童虐待防止法など各法の関係など含め、検討されることが今後の課題であると考え(18)。

2-2. 「通報制度・相談機関の整備」に関して

障害者虐待防止法により、通報が制度化され、それらに対応する相談機関として、市町村に「市町村虐待防止センター」、都道府県に「都道府県障害者権利擁護センター」を設置することが規定されている。

通報制度に関して、小山は「通報等を受理しても事実確認せずといった件数が養護者によるものも施設従事者によるものも一定数見られる」ことを指摘し「通報等があった場合には原則としてこれを受理し、事実確認する義務が明確になる旨の規定とすべきである」と述べている(19)。

また、筆者は 2018 年の研究で、「職員が訴訟等のリスクを恐れ、内部告発ができないような風土が施設や事業所内に醸成されてしまえば、本法の意義・実効性は著しく低下する」こと、「通報者の保護を強化する見直しが必要」であることを述べた。この点については、畑中は「障害者虐待に関しては「虐待と思われる場合に「通報義務」が課せられる以上、その法的義務を果たした通報者を確実に保護する規定が不可欠である」とし「通報者に対する損害賠償請求を禁止する規定や違

反した施設に対する罰則規定を入れることが必要であると考え。」と述べている(20)。このように、通報制度の課題として、「通報に対する調査を義務付けること」、「通報者の保護」が挙げられるだろう。

虐待通報を受ける相談機関に関しては、例えば施設における虐待について「基本的に市町村が虐待か否かの調査判断をするが、はたして市町村に十分な調査能力があるかは大いに疑問である。」と指摘されている(21)。また、石渡は「通報後の虐待認定システムに課題があると考えている」とし「虐待と認定する割合は都道府県によって「ばらつき」が大きく、客観的な基準といえるものがなく行政も対応に苦慮していること伺える」と指摘し「虐待判断の客観性を高めるためにも、児童虐待のように警察や医療機関、弁護士などの司法関係者との連携を強化するシステムを確立すべきだ」と述べている(22)。

また筆者は 2018 年の研究において、「虐待通報を受けた際にも専門的知識技術が不十分であることにより、適切な判断や対応ができないことがあることが推察される。」ことを述べた。その点に関して通報に対応する人材についてみると、2022（令和 4）年度の報告書によると、「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」について実施している割合は、市町村では 77.0%、都道府県では 76.6% となっている。過去に比べ実施している割合は高くなっているものの、未実施の市町村・都道府県もそれぞれ 2 割以上あり、人材の対応能力の不足が懸念される。

このようなことから、市町村や都道府県の相談機関の課題として、「調査や判断などの対応能力不足の懸念」、「対応能力向上のための専門的人材の配置」、「医療や司法など多職種との連携」などが挙げられるだろう。

2-3. 「虐待防止・養護者への支援」に関して

虐待の防止対策については、「施設従事者等」による虐待については、施設・事業所において「虐待防止委員会」の設置等が義務化され、一定の前進があったと考える。この点については次節で述べる。しかし、「養護者」「使用者」による虐待に関しては、あまり防止対策の前進がないように思われる。虐待防止対策を充実させることが課題といえるだろう。

養護者への支援については、鷺山が「障害者虐待の場合は、家族や養護者にかかる負荷は特段に大きいものがあると思います。障害者の家族に対する支援がわが国では不足しています。」⁽²³⁾と述べているように、養護者への支援が十分でない状況がある。この点を解決するためには、そもそも障害者虐待防止法による対応のみならず、さまざまな面での支援体制の充実が必要となる問題ではある。

障害者虐待防止法について見てみると、第14条1項で養護者による虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、また養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする、として養護者への支援を行うことが規定されている。この点について小山は、「実際の対応における養護者支援については、養護者の判定の困難性ととも養護者への接近について場難色が示される傾向がある」と指摘し、障害者虐待防止法「9条1項の定める事実確認の内容として、「本人及び養護者と接触するなどして事実関係を行う」との文言をいれ、虐待防止法14条の養護者の支援の条文は養護者の支援の範囲を明確にするために「虐待を解消又は未然に防止する目的のため養護者に接し、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずる」と改正すべきである」⁽²⁴⁾と述べている。指摘されているような法改正を行い、実効的な養護者支援の仕組みを作っていくことが課題であるといえよう。

2-4. 「施設等における体制の整備」に関して

障害者虐待防止法では、福祉施設や事業所において研修や苦情処理体制の整備など虐待防止等の措置を講じることが定められている（第15条、第21条）。しかし「施設内で虐待防止対策を作っただけでは形骸化し機能しない場合がある」ことを、2018年の研究で述べた。

この点に関する近年の動向として、2022（令和4）年度から、「障害者虐待防止のさらなる推進」として、①従業者への研修実施、②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する、③虐待の防止等のための責任者の設置また、を義務化し運営基準に盛り込むことまた、「身体拘束等の適正化」が義務化されるとなった。上記対策が義務付けられたことは一定の前進であると考えられる。

先述したが、2022（令和4）年度の施設従事者等による虐待の相談・通報件数は前年度から大幅に増加している。当然、件数が増えること自体は望ましいことではない。しかし、上記対策が義務化されたことにより、施設内において虐待防止に関する意識が高まるとともに、虐待が発見された際、相談・通報につながるケースが増える一要因となったのではないだろうか。

だが一方、上記対策が義務化されたことについて、藤井による「法人内の自助努力に収斂されたともいえる」⁽²⁵⁾との指摘もある。また、鎌田は障害者虐待がなくなる背景として、愛知県での障害者虐待防止・権利擁護研修の実態について、「愛知県では3,000を超える施設・事業所が障害福祉サービスの指定を受けています。しかし、県の障害者虐待防止・権利擁護研修に参加するのは2会場合わせて約300名程度。指定事業所の約1割。」であるとし「これら障害者虐待防止に対して意識が低い施設・事業所では、虐待の

発生が高くなると思われます。」と指摘している⁽²⁶⁾。

このように施設・事業所の意識や取り組みの実態によっては、上記の義務化された事項が形だけのものになってしまう可能性がある。実効性のある取り組みや仕組み作りが引き続きの課題といえるだろう。

おわりに

障害者虐待防止法が施行され 11 年が経過した。この間にも数多くの障害者に対する虐待事件等が発覚している。そしてさまざまな課題が明らかとなってきた。本稿では 2018 年の研究で提示した、①「障害者虐待の範囲・定義」、②「通告制度・相談支援体制の整備」、③「虐待防止・養護者への支援」、④「施設等における体制の整備」の 4 つの分野について、2018 年の研究以降の動向や課題について述べた。前進している部分もあるが、引き続きの課題となっている部分もあることが明らかとなった。なお、これら 4 つの分野の課題はそれぞれ別のものであるのではなく密接に関連し合っていると考える。

近年、障害者虐待問題に関する社会の認識や問題意識は進んできたように感じるが、まだまだ多くの課題があると考え。今後、さらに障害者虐待問題が社会的に認識されること、そして問題解決に資する研究を行いたいと考える。

[注]

- (1) 坂田温志「障害者虐待防止法施行後に見えてきた課題」『浜松学院大学短期大学部研究論集第 14』、浜松学院大学短期大学部、2018。を参照されたい。なお本文における 2018 年の研究とは本研究のことである。
- (2) 表 1～表 6 は平成 24 年度から令和 4 年度までの『「障害者虐待の防止、障害者の養

護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』と平成 25 年度から令和 4 年度までの『「使用者による障害者虐待等の状況等」とりまとめ結果』をもとに作成した。

- (3) 平成 24 年度の報告は集計期間が平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 と通年のものでないため、平成 25 年の通報件数を起点として計算した。
- (4) 石川満「検証 津久井やまゆり園事件を人権の視点から考える 第 20 回 障害者施設における虐待をなくすためにはどうしたらよいか」『住民と自治 通巻 24 号』自治体研究社、2023、37 頁。
- (5) 藤井陽子は、障害者福祉施設従事者等からの障害者虐待について、「全期間を通じて知的障害のある人が最も虐待を受けており、知的障害のある人が虐待を受け易いということであり、易被虐待性を示すといえる。知的障害のある人に、虐待の集中が起こっているのである。」と指摘している。藤井陽子『「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」における 5 年間の障害者虐待の現状－知的障害のある人への虐待の集中－』『山口県立大学学術情報 第 15 号』、山口県立大学、2022、75 頁。
- (6) 竹之内章代「福祉施設における虐待防止と権利擁護 (1) ～障害者虐待防止法と障害者虐待の現状」『さぼーと No.757』日本知的障害者福祉協会、2020、37 頁。
- (7) 曾根直樹「障害者虐待防止法施行 6 年が経過して－現状と課題－」『さぼーと No.742』日本知的障害者福祉協会、2018、13 頁。
- (8) 竹端寛は精神科病院や学校について「密室性と閉鎖性が強く、外部者が関与しに

- くい状況の中で、虐待が生じやすい構造がある。しかも、教師・医師・看護師と生徒・患者の関係性においては、権力や情報の非対称性も強く、虐待の問題がそのものとして浮き上がりにくい、という課題もある。」と指摘している。竹端寛「障害者虐待防止法施行から1年 その成果と課題」『部落解放 687号』、解放出版社、2014、111頁～113頁。
- (9) 「毎日新聞」2023（令和5）年12月18日の記事による。
- (10) 「朝日新聞デジタル」2023（令和5）年4月14日の記事による。
- (11) 「毎日新聞大阪版 夕刊」2020（令和2）年3月4日の記事による。
- (12) 『調査報告書（公表版）』滝山病院第三者委員会、2023（令和5）年12月による。
- (13) 「読売新聞オンライン」2023（令和5）年12月20日の記事による。
- (14) 草加市立保育園の件は、障害のある子どもに対する不適切保育の事例ではないと思われる。しかし、保育施設での不適切保育について、障害のある子どもを含めすべての子どもが被害者となるリスクがあると考えられる。
- (15) 地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会『地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会 報告書』2022、41頁。
- (16) 「日本の第1回政府報告に関する総括所見仮訳」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf>（2023年12月30日閲覧）
- (17) 2024（令和6）年4月1日施行である。
- (18) 2023（令和5）年12月現在の動向として、政府が、児童福祉法を改正し、保育士ら職員による子どもへの虐待を把握した場合、保育所など施設に対し、自治体への通報を義務化する方針を決めたことが報じられている。2025（令和7）年からの実施が目指されている。「静岡新聞」2023（令和5）年12月7日の記事による。
- (19) 小山操子「高齢者・障害者虐待防止法による対応の実際と課題」『法律のひろば Vol.75/No.11』ぎょうせい、2022、29頁～30頁。
- (20) 畑中祥子「障害者施設内での虐待と通報者保護」『白鷗法学 第26巻1号』白鷗大学、2019、420頁。
- (21) 同前、畑中祥子「障害者施設内での虐待と通報者保護」420頁。
- (22) 石渡和美「障害者虐待防止と意思決定支援－「質の高い支援」を実現するために－」『人文・社会科学論集 第40号』東洋英和女学院大学、2022、13頁。
- (23) 鷲山拓男、和田忠志、野澤和弘「児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待に通底するものは何か」『地域保健 2023.3』東京法規出版、2023、33頁。
- (24) 前掲、小山操子「高齢者・障害者虐待防止法による対応の実際と課題」31頁。
- (25) 前掲、藤井陽子「『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」における5年間の障害者虐待の現状－知的障害のある人への虐待の集中－、82頁。
- (26) 鎌田博幸「職員のメンタルヘルスに役立つアンガーマネジメント－今、支援現場に必要な研修を考える－」『さぼりと No.742』日本知的障害者福祉協会、2018、21頁。